

結果の概要

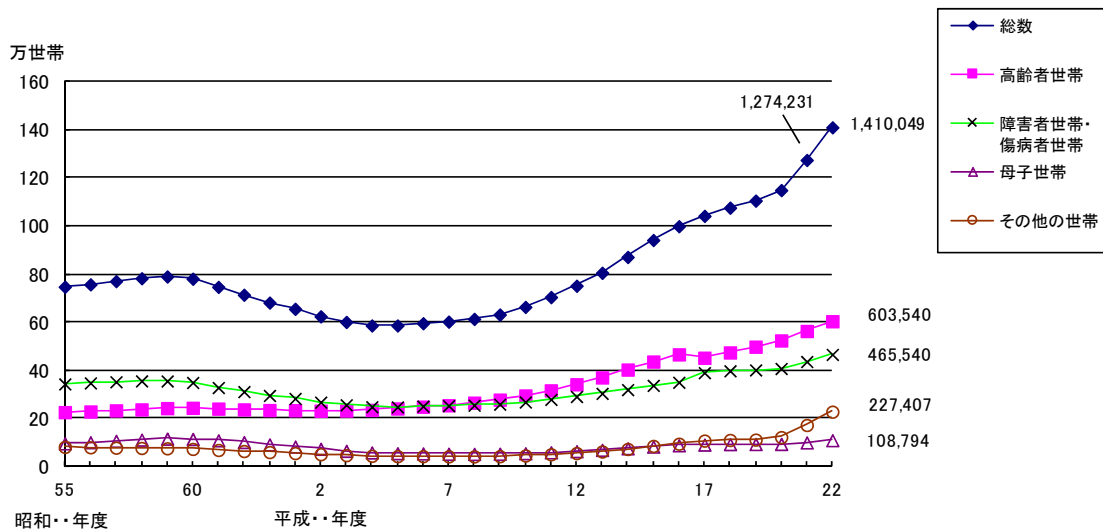
1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数

平成22年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,410,049世帯（過去最高）で、前年度に比べ135,818世帯（前年度比10.7%）増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が603,540世帯（同7.2%増）と最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」で465,540世帯（同6.8%増）となっている。また、「その他の世帯」は227,407世帯（同32.2%増）となっている。（図1、表1）

図1 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)



注：総数には保護停止中の世帯も含む。

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		対前年度	
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	1,075,820	100.0	1,105,275	100.0	1,148,766	100.0	1,274,231	100.0	1,410,049	100.0	135,818	10.7
高齢者世帯	473,838	44.0	497,665	45.0	523,840	45.6	563,061	44.2	603,540	42.8	40,479	7.2
障害者世帯・傷病者世帯	397,357	36.9	401,088	36.3	407,095	35.4	435,956	34.2	465,540	33.0	29,584	6.8
母子世帯	92,609	8.6	92,910	8.4	93,408	8.1	99,592	7.8	108,794	7.7	9,202	9.2
その他の世帯	109,847	10.2	111,282	10.1	121,570	10.6	171,978	13.5	227,407	16.1	55,429	32.2

注：総数には保護停止中の世帯も含む。

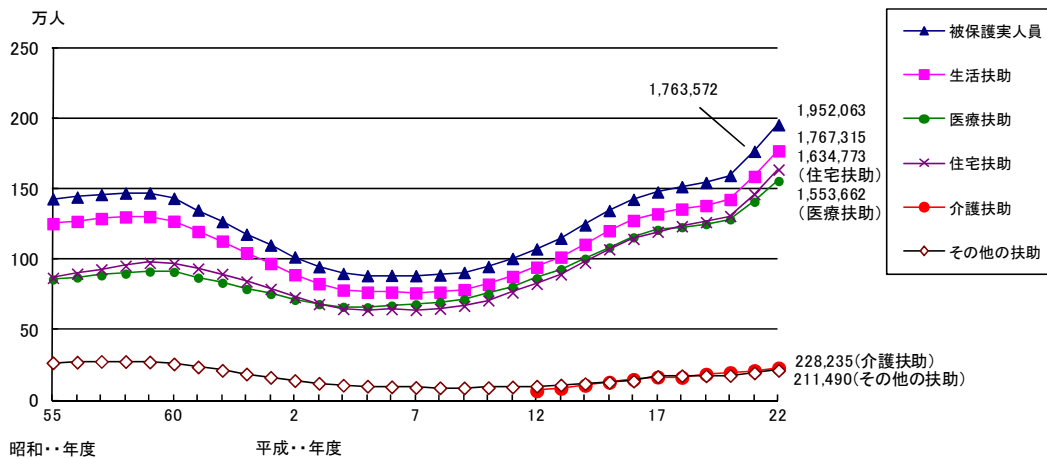
(2) 被保護実人員及び保護率

平成22年度の1か月平均の「被保護実人員」は1,952,063人で、前年度と比べ188,491人（前年度比10.7%）増加している。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が1,767,315人と最も多く、次いで「住宅扶助」が1,634,773人、「医療扶助」が1,553,662人となっている。（図2、表2）

また、保護率（人口千対）は15.3（‰）となっている（表2）。

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員（1か月平均）



注:「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移（1か月平均）

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		対前年度	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
被保護実人員	1 513 892	100.0	1 543 321	100.0	1 592 620	100.0	1 763 572	100.0	1 952 063	100.0	188 491	10.7
保護率（人口千対）(‰)	11.8		12.1		12.5		13.8		15.3			
生活扶助	1 354 242	89.5	1 379 945	89.4	1 422 217	89.3	1 586 013	89.9	1 767 315	90.5	181 302	11.4
医療扶助	1 226 233	81.0	1 248 145	80.9	1 281 838	80.5	1 406 456	79.8	1 553 662	79.6	147 206	10.5
住宅扶助	1 233 105	81.5	1 262 158	81.8	1 304 858	81.9	1 459 768	82.8	1 634 773	83.7	175 005	12.0
介護扶助	172 214	11.4	184 258	11.9	195 576	12.3	209 735	11.9	228 235	11.7	18 500	8.8
その他の扶助	172 994	11.4	173 398	11.2	174 801	11.0	192 987	10.9	211 490	10.8	18 503	9.6

注:1)「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

2) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表「各年10月1日現在推計人口」で除した。

平成22年度は、「平成22年国勢調査人口等基本集計結果」の人口で除した。

(3) 保護開始・廃止の主な理由

平成22年9月中の保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「働きによる収入の減少・喪失」が29.6%と最も多く、次いで「傷病による」が28.0%、「貯金等の減少・喪失」が24.0%となっている(図3)。

また、平成22年9月中の保護廃止の主な理由を構成割合で見ると、「死亡」が31.4%、次いで「働きによる収入の増加」が16.0%、「失そう」が12.6%となっている(図4)。

図3 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合

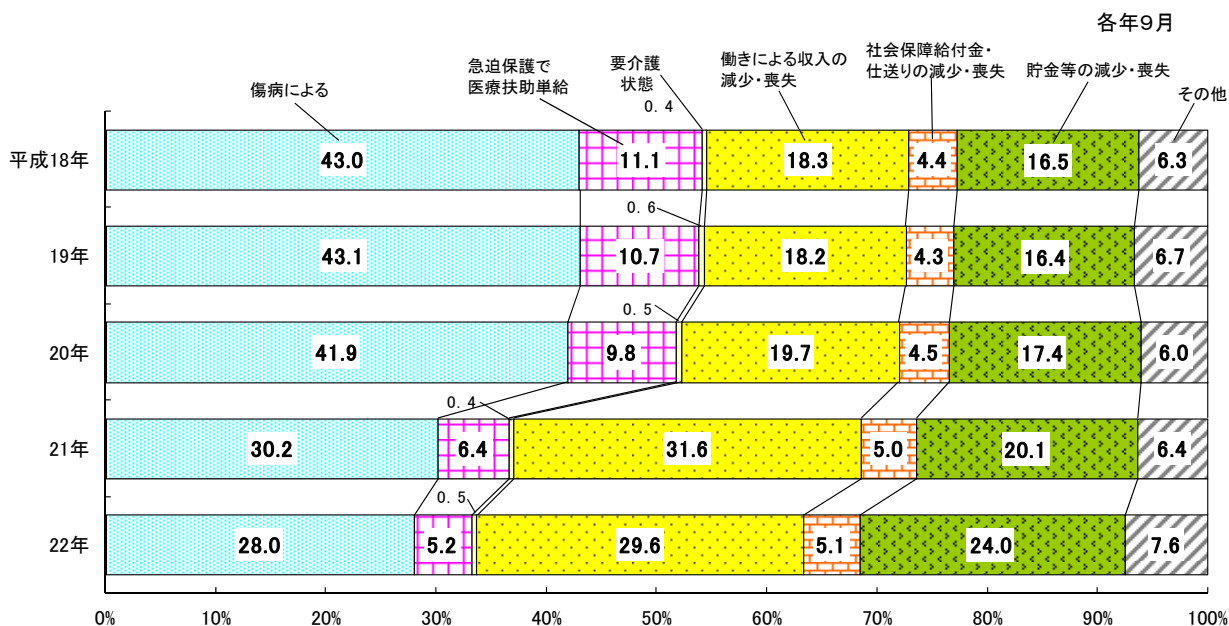


図4 保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合

